

八王子市告示 第21号

八王子市市税賦課徴収条例（昭和25年八王子市条例第19号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のとおり延長するので、条例第7条第2項の規定に基づき、告示する。

令和6年2月1日

八王子市長 初宿 和夫

市税（軽自動車税の環境性能割を除く。以下同じ。）の納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）のうち住所又は居所の所在地（納税者等が法人等である場合は、本店又は主たる事務所若しくは事業所の所在地）が、次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該市税の納期限等が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

指定地域
富山県、石川県

（問い合わせ先）

財政部税制課